

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神障害者保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、精神障害者保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

精神障害者保健福祉手帳交付事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和4年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者保健福祉手帳交付に関する各種事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2. 精神障害者保健福祉手帳の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3. 精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 4. 精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 5. 精神障害者保健福祉手帳に記載されている氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6. 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉共通システム ・障害者(児)福祉システム ・共通基盤システム ・統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	堺市健康福祉局健康部精神保健課
②所属長の役職名	精神保健課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市健康福祉局健康部精神保健課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7062

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月30日	対象人数/いつの時点の計数か	平成27年4月13日時点	平成28年3月31日時点		
平成28年4月30日	取扱者数/いつの時点の計数か	平成27年4月13日時点	平成28年3月31日時点		
平成29年4月30日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14の項	番号法第9条第1項 別表第一の14の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条		
平成29年4月30日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,116の項) 2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10,16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条		
平成29年4月30日	対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
平成29年4月30日	対象人数/いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年4月1日時点		
平成29年4月30日	取扱者数/いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年4月1日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月30日	②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10,16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、11条、12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条</p>		
平成30年4月30日	対象人数/いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日		
平成30年4月30日	取扱者数/いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日		
平成30年8月27日	②所属長	柴田 恭明	精神保健課長	事後	様式変更に伴う所要の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月30日	②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、11条、12条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、11条、12条、12条の2、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条</p>		
令和1年5月30日	対象人数/いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和1年5月30日	取扱者数/いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、11条、12条、12条の2、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれ、かつ、当該事務が主務省令で定められている項(10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2の2</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」が含まれる項(25の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条</p>		
令和4年1月31日	請求先	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課		
令和4年1月31日	対象人数/いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点		
令和4年1月31日	取扱者数/いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点		